

第60号議案

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月29日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例（平成18年加東市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

- 12 令和4年10月支給分に係る市長及び副市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号に定める額から、これらの額にそれぞれ100分の50を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第60号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和4年5月以降に発覚した不適切な事務執行についてのけじめとして、さらには郵便の誤送付事案についての任命責任及び管理監督者の責任として自ら減額するものである。

2 改正内容

市長及び副市長の令和4年10月支給の給料月額を50パーセント減額する。（附則第12項関係）

○給料支給額

	市長	副市長
本来支給額	940,000 円	750,000 円
減額率	50%	50%
減額後支給額	470,000 円	375,000 円
差額	△470,000 円	△375,000 円

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
附 則	附 則 <u>(給料月額の特例)</u> 1 2 <u>令和 4 年 1 0 月 支 給 分 に 係 る 市 長 及 び 副 市 長 の 給 料 月 額 は、</u> <u>第 3 条 の 規 定 に か か わ ら ず、 同 条 第 1 号 及 び 第 2 号 に 定 め る 額 か</u> <u>ら、 これ ら の 額 に そ れ ぞ れ 1 0 0 分 の 5 0 を 乗 じ て 得 た 額 を 減 じ</u> <u>て 得 た 額 と す る。</u>